

# 目 次

**目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。**

出席議員 .....	1
第1 会議録署名の指名 .....	2
委員長報告 .....	3
第2 議案第23号 令和3年度利府町一般会計予算 .....	3
第3 議案第24号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計予算 .....	4
第4 議案第25号 令和3年度利府町介護保険特別会計予算 .....	4
第5 議案第26号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計予算 .....	5
第6 議案第27号 令和3年度利府町町営墓地特別会計予算 .....	5
第7 議案第28号 令和3年度利府町水道事業会計予算 .....	5
第8 議案第29号 令和3年度利府町下水道事業会計予算 .....	6
第9 一般質問 .....	6
遠 藤 紀 子 議員 .....	6
1 民生委員協力員の必要性について	
2 「断らない相談支援」の導入を	
鈴 木 晴 子 議員 .....	22
1 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進について	
2 こころのケアへの取り組みについて	
伊 勢 英 昭 議員 .....	39
1 文化交流センターについて	
2 コロナ禍と少人数学級について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（17名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
8番	伊勢英昭君	9番	安田知己君
10番	木村範雄君	11番	土村秀俊君
12番	高久時男君	13番	及川智善君
14番	永野渉君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	鈴木忠美君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員（1名）

7番	羽川喜富君
----	-------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
秘書政策室長	鎌田功紀君
財務課長	後藤仁君
税務課長	折笠ゆき江君
町民課長	鈴木真由美君
生活安全課長	郷家洋悦君
保健福祉課長	伊藤文子君
子ども支援課長	鈴木義光君
都市整備課長	鈴木喜宏君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	嶋正美君

令和3年3月定例会会議録（3月11日木曜日分）

上下水道課長	名取仁志君
オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐藤浩幸君
収納対策室長 兼収納整理班長	鈴木啓義君
文化複合施設推進室長	近江信治君
会計管理者兼会計室長	菅野勇君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	宮本利浩君
教育総務課長	鈴木久仁子君
生涯学習課長	大谷浩貴君
代表監査委員	宮城正義君

---

事務局職員出席者

事務局長	庄司英夫君
主 幹	大枝大将君
主任主査	姉崎裕子君

---

議 事 日 程 （第3日）

令和3年3月11日（木曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

**日程第1 会議録署名の指名**

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、8番 伊勢英昭君、9番 安田知己君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

日程第2 議案第23号 令和3年度利府町一般会計予算

日程第3 議案第24号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第25号 令和3年度利府町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第26号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年3月定例会会議録（3月11日木曜日分）

日程第6 議案第27号 令和3年度利府町町営墓地特別会計予算

日程第7 議案第28号 令和3年度利府町水道事業会計予算

日程第8 議案第29号 令和3年度利府町下水道事業会計予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、議案第23号令和3年度利府町一般会計予算から日程第8、議案第29号令和3年度利府町下水道事業会計予算までを、議事の都合上、一括議題とします。

本件について予算審査特別委員長の報告を求めます。委員長。

○予算審査特別委員長（伊勢英昭君）

令和3年3月11日

利府町議会議長 吉岡伸二郎 殿

予算審査特別委員会委員長 伊勢英昭

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、利府町議会会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件の番号、件名、審査の結果の順に読み上げます。

議案第23号 令和3年度利府町一般会計予算、原案可決すべきもの。

議案第24号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第25号 令和3年度利府町介護保険特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第26号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第27号 令和3年度利府町町営墓地特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第28号 令和3年度利府町水道事業会計予算、原案可決すべきもの。

議案第29号 令和3年度利府町下水道事業会計予算、原案可決すべきもの。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を省略し、直ちに案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第23号令和3年度利府町一般会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第23号令和3年度利府町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和3年度利府町国民健康保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。最初に反対討論。9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） 議案第24号令和3年度利府町国民健康保険特別会計予算に反対いたします。

反対の理由は、予算審査特別委員会で述べましたので省略いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、賛成討論。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、議案第24号令和3年度利府町国民健康保険特別会計予算に賛成いたします。

討論は、先ほど予算審査特別委員会で述べましたので省略いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第24号令和3年度利府町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和3年度利府町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第25号令和3年度利府町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第26号令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和3年度利府町町営墓地特別会計予算について、討論、採決を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第27号令和3年度利府町町営墓地特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和3年度利府町水道事業会計予算について、討論、採決を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第28号令和3年度利府町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和3年度利府町下水道事業会計予算について、討論、採決を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第29号令和3年度利府町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

再開は10時15分とします。

午前10時09分 休 憩

---

午前10時14分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第9 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは、5名であります。通告順に発言を許します。

15番 遠藤紀子君の一般質問の発言を許します。遠藤紀子君。

〔15番 遠藤紀子君 登壇〕

○15番（遠藤紀子君） 改めまして、おはようございます。15番、遠藤紀子でございます。

今回、一般質問2点について質問事項を出しておりますので、順次質問してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目です。1、民生委員協力員の必要性について。

1917年、岡山県で貧困に陥ることを防ぐ目的で「済世顧問制度」が創設され、1946年、「民生委員」と名称が改められました。2017年5月には100年を迎えました。

民生委員は、妊産婦、児童、高齢者、障害者と多岐にわたる地域住民の困り事に対応する重要な仕事の担い手であります。任期は3年で再任もありますが、改選期には「75歳定年」があることから、各地区では人選に苦勞しているようであります。一昨年12月の改選では全ての地区で選任できましたが、東京や仙台などの都市部では欠員が出ております。

このコロナ禍の中、要支援者宅の訪問も思うようにできない状態でも、民生委員に求められる課題は増えているのではないのでしょうか。負担の重さや成り手不足を解消するためにも、全国に広まりつつある「民生委員協力員」の制度を取り入れる必要があると思います。

そこで伺います。

（1）現在、民生委員の年代別の人数はどうでしょうか。

（2）令和元年12月の改選時に、新しく任命された民生委員の人数と年齢はどうでしょうか。選出するに当たり、困難はあったのでしょうか。

（3）個人宅を訪問するのに支障は出ていないのか。特に、コロナ禍での訪問は難しいと思いますが、どのような対応を行っているのでしょうか。

（4）住民との信頼関係を結ぶのに長い時間がかかります。「75歳定年」後に培った経験を継続し、民生委員の活動の負担軽減を図るためにも、「民生委員協力員制度」を取り入れる必要はないのでしょうか。

2点目です。「断らない相談支援」の導入を。

文部科学省は、2月15日、2020年度に自殺した小中高生は前年度比140人増の479人であったと発表しました。特に、コロナ禍の休校明けに増加とあります。子供たちのほかにも、若い女性の自殺や貧困、DVなど、社会問題はいつもの年より増えるばかりであります。困難に陥った人へ手を差し伸べるために、行政の役割は大きいと思います。町は、健康、生活、障害、子育て、教育など各分野で相談事業を行っており、SNSを使つてのメンタルチェックなど、工夫も評価できます。しかし、それぞれ相談窓口が異なっているために、連携に不足はないのでしょうか。

先頃、国会で「社会福祉法改正案」が可決され、成立しました。ひきこもりや介護、貧困など複合的な課題を抱える家庭に対し、相談に一括して応じる「断らない相談（丸ごと相談）支援」の導入を求めるものであります。ひきこもりの問題にかかわらず、DVや児童虐待などの



事案には、解決しなければならない複合的な課題があるはずであり、1か所で何でも相談できる総合的な窓口が必要となります。悲しい事件が起きる前に、町はいち早く「断らない相談窓口」を設置すべきと思います。設置に向け、以下の点を伺います。

（1）町は、80歳の親が50歳の子供の面倒を見る「8050問題」をどう捉えているのでしょうか。

（2）社会福祉協議会に地域総合相談事業があります。窓口の一本化をうたっていますが、総合的支援に結びついているのでしょうか。また、町当局の連携はどうでしょうか。

（3）各種相談事業には、専門性を持って対応する人材が必要であります。人材確保は十分でしょうか。

（4）人の集まりやすい文化交流センターや駅、大型商業施設に「断らない相談窓口」を設置してはどうでしょうか。

以上、伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、民生委員協力員の必要性について、2、「断らない相談支援」の導入をについて、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 15番 遠藤紀子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の民生委員協力員の必要性についてでございますが、（1）と（2）とは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

まず、現在の民生委員の年代別の人数でございますが、70代が23名、60代が23名、50代が2名の合わせて48名となっております。そのうち、令和元年12月の改選により新たに任命された委員は12名であり、年代の内訳は70代が4名、60代が8名となっております。

また、改選時における候補者選出の困難についてでございますが、候補者の選出は行政区長に依頼し推薦をいただいておりますが、候補者御自身の仕事や家庭の事情と、多岐にわたる民生委員活動との両立の問題などにより、選出には大変苦慮していると聞いております。

次に、（3）の個人宅訪問の際の支障とその対応についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今年度は原則、非接触型による訪問活動を行っております。また、対面での活動が必要となる場合には、マスクの着用はもちろんのこと、要支援者とのソーシャルディスタンスを確保しながら短時間で活動を行うなど、各自において工夫した活動を行っていただいております。

次に、（4）の民生委員協力員制度についてでございますが、この制度は、生活困窮者や児

童虐待など複雑化した問題を抱える世帯の増加に伴い、これまで以上に業務が増大する民生委員の負担軽減や次の世代の民生委員候補者の育成など、成り手不足問題の解消につなげることを主な目的とした制度であり、基本的に協力員は無報酬のボランティアとなっております。

既に制度を取り入れている自治体では、協力員を必要とする場合に民生委員が自ら候補者を選び、民生委員協議会に対して配置要請を行う必要があります。協議会において適正と判断した上で市町村長に推薦する仕組みであると伺っております。協力員として民生委員OBの方を選出した場合、新任民生委員のアドバイザーとして活動を支援していただけるというメリットがある反面、協力員に対する個人情報の取扱いについての明確な基準が設けられていないことにより、情報漏えいや流出などへの不安を感じる民生委員の方も多きことや、候補者の推薦のため、民生委員の方へのさらなる負担が考えられる抜本的な成り手不足問題の解消にはつながっておりません。このことから、本町における民生委員協力員制度の導入については、民生委員の負担軽減が図られるかを見極めるとともに、民生委員児童委員協議会と協議しながら、調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の「断らない相談支援」の導入についてお答え申し上げます。

まず、（1）の8050問題についてでございますが、この問題の背景の一つとしてひきこもりの問題があると言われており、家族以外との交流の乏しさや無職状態による経済的な問題、家族への虐待やネグレクトなど様々な問題が関連し合うなど、大変深刻な問題であると認識しております。

本町では、町内2か所に設置している地域包括支援センターにおいて、高齢者世帯を中心とした定期的な訪問事業を行っておりますが、現在のところ8050問題等に関わる具体的な相談は寄せられておりません。しかしながら、今後は本町でも少子高齢化が進むことが予測されており、この問題はさらに重要性を増すものと考えていることから、地域包括支援センターにおける定期訪問を継続し、現状を把握するとともに、より専門性の高い宮城県ひきこもり地域支援センターなどと連携を図りながら、適切な相談、支援につなぐことができるよう対応してまいります。

次に、（2）の社会福祉協議会の地域総合相談事業についてでございますが、現在、社会福祉協議会において、地域総合相談事業として町民の皆様を対象に健康や生活、障害、子育てなどの各分野の相談を行うとともに、地域包括支援センターにおいては高齢者の生活相談などを行っております。議員御指摘のとおり、それぞれの分野ごとに相談窓口が独立しており、情報共有に時間を要することが課題となっております。今後、社会福祉協議会では、一つの窓口

において総括した相談受付ができ、また個別のケースにも柔軟に対応できるような体制整備を図り、断らない相談支援を進めていく予定であると聞いております。

また、町と社会福祉協議会との連携に関しましては、保健福祉課を所管窓口としてこれまでに以上に連携の強化を図り、高齢者や障害者のみならず、町民全般の相談にも応じるなど、町民の皆様に寄り添った支援を行えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、（3）の人材確保についてでございますが、町では職員の採用について、定員適正化計画に基づき、将来にわたって職員年齢構成にひずみが生じないよう計画的な採用を行っているところであります。また、専門性が求められる保健師や看護師、栄養士や保育士、土木技師や建築士などについても計画的な採用を努めているところであります。

しかしながら、少子高齢化の加速など多様化する社会情勢の中で、より複雑で専門性が高く、高度な知識を必要とする相談業務は、町の職員のみで対応することは困難であると考えておりますので、今後も国や県などの専門的機関や民間機関などへつなぐことに重点を置きながら、丁寧な対応と支援を行ってまいります。

最後に、（4）の人が集まりやすい場所への「断らない相談窓口」の設置についてでございますが、相談者が複数の相談窓口に出向き、迷うことがないように、複合的な課題をワンストップで解決していける断らない相談窓口は大変重要だと考えております。本町におきましては、来月行う機構改革において、窓口の集約化として、これまで出先機関であった生涯学習センターや保健福祉センターで行っていた業務を本庁舎に移転し、庁舎内で一括して業務を行うことができる体制づくりを行っており、その中で相談業務についても各部署と連携し、可能な限り庁舎内で対応できる体制の構築を目指しております。

町に寄せられる相談の内容は、子育てに関するものや生活困窮、障害、高齢者に関するものなど多岐にわたっており、相談者にとってとても繊細な問題であることから、議員御提案の人が集まりやすい文化交流センターや駅、大型商業施設への相談窓口の設置については、現在のところ考えておりませんので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 再質問させていただきますが、この場に資料も持ち込んでおりますが、議長の承認を得ておりますので、お断りしておきます。

まず1点目、（1）と（2）、お答えも一緒に出ておりますが、私も一緒に質問したいと思います。

やはり70代が23名、60代が23名ということで、高齢者が多くなったと思っております。私が

## 令和3年3月定例会会議録（3月11日木曜日分）

提案いたしました民生委員協力員というものは、全国的に広がっていると申しましたが、2017年5月の新聞紙上で私は初めて知りました。そして、今回、令和3年度の仙台市の新規事業として、民生委員、児童委員のサポート制度として、試行として137万円を予算に充てております。まだ試行ですので、試しの期間としてのお金だと思いますが、いよいよ仙台市も動き出すようでございます。

全国的に見てもこの民生委員の高齢化というのは、非常に問題になっております。仕事の種類の多さと反比例して、年齢がどんどん上がってきております。私も平成9年から民生委員の中の主任児童委員というのをいたしましたけれども、このときの採用の年齢基準が50歳前後でございました。私は49歳で民生委員になったんですけれども、今とは大分差があるのというのはやはり社会状況の変化が一番大きいと思いますが、この改選期にはいつも町内会長さん苦勞なさっているようです。もちろん守秘義務があるということは今も町長もおっしゃいましたけれども、守秘義務があるということ、ボランティアに近い仕事であると。その割には、皆様のこの改選期にはいろいろなうわさが飛びまして、何であの人がとか、申し訳ないけれどもそういったうわさといいますか、町内会長さんも選ぶのには非常に、町内会の役員の中から選んだり、視野としてももしかしたら狭いのではないかと思いますけれども、この若い方ができないというのは、やはりまだ仕事を持っているという関係からだと思いますが、やはり若い方はどうしても選べないような状況なのではないでしょうか。まずお答え願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

推薦の仕方でございますけれども、やはり議員さんが今おっしゃいましたように、若手の方というのはなかなかやっぱり仕事をお持ちの方が多くなっていらっしゃると思いますので、どうしても区長さんの中では町内会において役員をなさっている方とか、それからあと、既にその民生委員を経験した方の中からの情報を仕入れながら、推薦に至っているというような形の町内会長さんが多いというふう聞いております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この70代が23名ということでしたけれども、失礼ですが、最高齢はお幾つになるのか。

それから、女性と男性の割合はどうでしょうか。まずお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

最高年齢の方は、申し訳ございません、今手持ちにないんですが、委嘱されたときに75歳になって、3年後にという方もいらっしゃることは確かだと思います。

それから、男女比なんです、男性は現在のところ11名、全体の22%の民生委員さんになります。女性は37名で、全体の78%を占めているというような形になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 女性が多い仕事だとは思いますが、民生委員さんに今まで困難に対するアンケート調査のようなものをしたことはあるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

民生委員さんに対してのアンケート調査というのは、紙面でということは具体的にやった記憶はございませんが、定例会として行っている中で、いろんな問題点が出たときについて民生委員さんからのご意見をいただいているということは常々ございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 一度具体的にどのような困難があるのかということは、民生委員の方全員にアンケート調査を取るというのは必要なことだと思います。それに応じて例えば会議の持ち方を変更してみるとか、体力的に無理であるとか。

平成27年からもういち早く取り入れた神奈川県相模原市では、この全員にアンケート調査をした結果、8割が困難を抱えているというアンケート調査が出て、この協力員制度に踏み切りました。ですから、一つの民生委員さんの大変さというものをあぶり出すためにもアンケート調査は必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今回この一般質問を受けましてやはり課題として、協力員制度についても、もしかしますと民生委員さんの中でもやはり協力員という方がいたほうがいいなと思われている方もいるかもしれないということがございますので、今後、民生委員の幹事会の中でもこの課題について検討をさせていただきながら、アンケートを取るかどうかにつきましても検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 改めて御説明申し上げます、この民生委員協力員というのは、民生委員が必要と思われたら、その民生委員が御自分で選ぶ制度であります。全部の民生委員さんに

一人ずつつける制度ではありませんので、町長の答弁の中であらと思う部分がありましたけれども、民生委員さん自身が手伝ってほしいという気持ちがあれば選ぶという制度ですので、民生委員さんの仕事を軽減するために、例えば男の人の独り暮らしのおうちに一人で行くのはどうか、あるいは改選のときに、今まで女性の民生委員さんだったのに男の方に来られてというような苦情も入っております。そういったところをカバーできるのがこの協力員ではないかと思いますが、いかがでしょうかその点は。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

やはり協力員制度を使うことによりまして、今議員さんがおっしゃったような問題も解決できる部分もあると思うんですが、今のところ地区に複数いらっしゃる民生委員に関しましては、お互いに協力体制を取りながら訪問等もしていただけるように伺っておりますし、単体の民生委員さんがお一人しかいない地区についても、近隣の地区の民生委員さんと協力しながら、そういう課題のある方々に対して訪問はできるとは考えているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ民生委員さんの困難さというものをもう一度見直していただきたいと思いますが、民生委員さんを若い方がどうしても仕事上で仕事を受けるのは無理というようなことはもう分かっている問題ではあるんですけども、会議を平日に開くということが最も困難な理由の一つではないかなとは思うんですね。ですから、これを変更することは可能だと思います。工夫すれば何とか民生委員さん、子育て中の方に寄り添うのにはもう少し若い方が必要になるかなとも思いますし、その辺も検討課題にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

定例会、会議の平日の開設問題なんですけれども、今のところ平日開催が主となっているところでございます。今後は民生委員さん方とも協議しながら、夜間ないし日曜日とか、休みの日に開いたほうがいいのかどうかということも検討していかなければならないと思いますが、若い方の民生委員さんも必要だと思うんですが、やはり人生経験豊富なベテランの民生委員さんとても大切かと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 年齢のいった人が必要というのは、頭の中は必要かもしれませんが

も、体のほうがどうも若い方に譲りたいなと思っていらっしゃる民生委員さん。私自身も自分が年を重ねてくると確かにきつい仕事ではあるし、問題があった場合、例えば私の経験ですけれども、非常に子供さんたちのことでネグレクトというか、育児放棄のおうちで、朝昼晩、3回そのうちを訪問しなければならなかったとか。あるいは、児童虐待の通報があって、どうも夜、お風呂場から聞こえるなんていうので、1週間ぐらい通ったこともございました。どうしても足を使ってやらなければならない仕事のひとつだと思います。

ですから、やはり体力的に無理があるような方にはこの補助制度というのは、OBを必ずしも補助に入れるわけではないんですけれども、この相模原市のいろいろな質問事項が出ておりました。その中で、家族でもいいということがありました。私もあらとは思いましたけれども、もちろん審査をするものですから、家族であっても可能だと。逆に言うと、家族ですとももちろん若い方が選ばれる可能性が多いですし、次期の民生委員さんの候補者にもなり得るので、この家族の方もオーケーというのはなかなかいいことだなと思いましたがけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

家族の中での民生委員協力員の体制づくりでございますけれども、そちらのほうにつきましても今後調査、研究させていただきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 3点目の（3）のコロナ禍での個人宅の訪問というのが、民生委員さんも非常に活動しづらくて大変だったという話も聞いております。逆に言いますと、高齢者宅ではどうしてもフレイルの問題もありますし、いろいろなコロナに対する怖さというような相談もありますし、それから、このコロナ禍の中で御家族を失った方の御相談なんかも入ってきているようです。お葬式にどんなふうにしたらいいのかまで隔々いろいろな問題が入ってきているようです。

このコロナ禍に限らず、今日は3・11の日ですけれども、今後も大きな地震があるという予想も出ておりますし、せんだっての2月13日ですか、あの日の地震も夜でしたので、民生委員さんたちも要支援者のおうちに回ってくださる方もいたし、あるいは電話で安否確認などもなされたようですけれども、その辺の報告は入っていますでしょうか。2月13日の件です。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

## 令和3年3月定例会会議録（3月11日木曜日分）

先月の2月13日の地震発生時における民生委員さんの対応でございますが、実数は分かりませんが、今議員さんがおっしゃっていただいたとおり、電話等での確認とか、夜中でしたので翌日になってお声がけとか、そういうことをさせていただいたということで、電話等はいただいているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） （4）に入りますけれども、やはりコロナ禍での大変さ、また震災対応等々、民生委員さんの体力を使わなければならない対応が今後も増えてくると思います。特に1期目、1期目の方が12名ということでしたけれども、新任の民生委員さんも非常に大きな事件等々に遭った場合は不安だと思います。ですから、この協力員制度、決して悪いものではない。

仙台市が予算づけをしたということは、ボランティアではありますけれども、若干の月2,000円程度、これは相模原市の例ですけれども、年間2万4,000円というお金が出ております。もちろん守秘義務がこの協力員にも厳重に求められるものですから、若干の報酬が出るということで、この協力員制度に悪いことはないのではないかと私は思っております。仙台市が今回試行するというので、どんなような結論を出すのか。多分仙台市辺りになりますと、特にまた民生委員を選出する難しさはあったんだと思いますけれども、利府町は、協議しながら調査研究ではなく、即進める形にさせていただきたいと私は思いますが、この民生委員協力員制度、町長は必要だと思われませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

仙台市がやっと、やっとというか、サポーター制度ということで、トライアルで始めたということを私も新聞で読んでおりました。それも大変人口の多いところですから、いろいろな苦勞があるんだろうなと思って読んでおりましたが、私どもも民生委員児童委員協議会さんとまずはやっぱり調査というか、本当にどういうものが必要とされているのかということをもまずは調べさせていただくところからかなと思っておりました。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 来たるべき災害に備えるためにも、なるべく民生委員さんのお仕事が円滑にいきますように、町当局はいち早く困難さというものをつかんでいただいて、この制度に踏み出していただきたいと思います。

2点目に入ります。



「断らない相談支援」ということが国も引き金といますか、8050問題ということで、これがますますいろいろな問題が出てくるということで、まずは相談事業、それから、包括的に何の困難な問題でも複合的な課題を抱えているのではないかと。例えばこの8050問題にしても、これから親の年金等々で生活する子供たちが、子供といますか、そういう人たちが増えてくる。これから親が亡くなっていく時代になります。そうしますと、そのひきこもっている人たちをどうするのか。そういう人たちには、生活相談もありますし、就労支援に向けていかなければならないし、あるいは地域でその人を支えていかなければならないという。

この社会福祉法の改正の一番大きなものは、一つは、入り口として断らない相談を設けてはどうかということですが、あくまでも地域、地域に求められるものあるいは就労支援等々に結びつける。もう包括的にやってくださいという国の指針だと思います。それに対して財政支援をしますということだと思いますが、本当にこの8050問題は人ごとでなく、団地の中でも、本当にあのおうちには結構年配になった人がいるよねというようなおうちがちらちらとございます。相談にはなかなか来づらいでしょうが、その方たちを早くに町当局としてもキャッチするような何らかの方法というのが考えられるでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

地域で暮らしている以上、誰もが支えられるものであるというような考えの下で、今回、社会福祉法の改正があったかと思えます。その中では、地域共生社会ということがコンセプトとして掲げられているというふうにお聞きしておるところでございます。

町の体制としまして、なかなか相談にお越しいただけないような方につきましては、社会福祉協議会のほうで、特に高齢者等についてはそれぞれの中央と北部の地域包括支援センターのほうで訪問等をさせていただいたり、それから月1回から2回ぐらい地区の集会所等に出向いての相談事業も行っているところがございますので、そういう中で町も支援をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この施政方針の中にも、地域包括支援センターで総合相談窓口として地域に密着した事業展開を図っていくということが出ておりました。やはり地域包括支援センターもますます大事な部門になっていくと思います。地域包括支援センターはアウトリーチで主にお仕事をなさっているようですので、これもぜひ進めていただきたいと思います。地域包括支援センターは人員的には足りているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

国の基準からいきますと北部も中央も満たしております、そのほかにも町として、委託事業の中で町独自として、お達者訪問とかで看護師を入れたりとかということで訪問をさせていただいたりしているところがございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） このコロナ禍の中でなかなかサロン等々も開かれないものですから、非常に地域に出向くということも苦勞なさっているようでございます。ぜひ地域包括支援センター、今2か所ですけれども、たしかもう1か所ぐらい人口比でいくとあってもよいのではないかと以前保健福祉課から説明があったと思いますが、もう1か所ぐらいの可能性というのはどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今回策定いたしました第8期介護保険計画の中に、第8期計画の中、令和3年度から3年間でございますけれども、その中でもう1か所できれば。国の規定では中学校区に1か所は必要じゃないかというふうに言われておりますので、もう1か所は設置していきたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ますます需要が高まることとございますし、高齢化社会に追いついていくためにも早急をお願いしたいと思います。

（2）の社会福祉協議会の地域総合相談事業についてですけれども、社会福祉協議会で、町長からも説明がございましたように、各種の相談をたしか2か月に1度と、あとは、時々地域の集会所を利用して相談事業もやっていたと思います。しかし、社会福祉協議会にお聞きすると、相談者はあまりいないという話でした。以前、この相談事業の中で何か相談をするのにカーテンでの仕切りだったと思いますが、今はきちんとした相談体制になっているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

社会福祉協議会の相談体制だと思うんですが、すみません、ちょっと現場を見ていないので、お答えできないので、後で確認してお答えさせていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 社会福祉協議会からお聞きしたものですから、あまり相談は来ないという話でした。相談が来ないといいますが、そこへ出向いての相談というのは、自分自身を振り返りましてもなかなか相談に行くということは難しいことだと思います。これからはやはりSNS等々に頼るしかないのかなとは思っておりますけれども、保健福祉課の窓口を連携してということでしたけれども、この断らない相談支援というのは要は連携しなさいということですので、保健福祉課、社会福祉協議会をつなげるだけではなく、例えば虐待問題を扱うときには、そこには貧困の問題があったり、あるいは夫婦間のDVの問題があったり非常に複合的な、どんな困難な問題も必ずと言っていいほど複合的なものがあるといえます。ですから、単体的に相談窓口というのは、やはりちょっと今の時代には即さないのかなと思います。

社会福祉協議会の中には、これから大事な部門になる地域包括支援センターも入っております。ますます社会福祉協議会の立場といえますか、この存在というのは、保健福祉課との連携として成り立っておりますけれども、ますます大きな存在になると思うんですね。今はあの場所でございます。あのプレハブの場所ですけれども、あの場所でいいのかしらという思いが絶えずしておりました。この点は、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 社会福祉協議会の場所についてですか。私は、場所もそうなんですけれども、最も大事なものは人間関係だと思っております。場所が幾らちょっと見劣りするなと思っても、中の人間関係がスムーズに円滑にいつているということであれば、そこはそんなにそんなに気にかけることではないんじゃないかなと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 社会福祉協議会というのは、ボランティアさんもそうですし、それからケアマネジャー等々、地域に非常に密着した存在であると思います。もちろんプレハブだからいけないとか、そんなことではないんですけれども、出だしはたしか福祉センターの中だったと思います。社会福祉協議会の重要さというのはこれから増していくものですから、これ、建物を造れと言っても無理ですけれども、正直なところ、社会福祉協議会あるいは地域包括支援センターも、北部もしらかし台にありますけれども、あまりよい場所ではないと思いますし、中央のほうも社会福祉協議会の向かい側にあります。大事な事業をこれから担っていくということで、いろいろな他県とかほかの地域の資料を見ますと、結構中心的な役割を担っているようです。特にひきこもり問題なんか秋田では随分社会福祉協議会が中心でやっているようです。

けれども、今後ぜひ光の当たる場所と言ったら失礼でしょうか、住民に密着した組織であるということをもう少し考えていただきたいと思いますが、ちょっと大きな問題過ぎますでしょうか。お答えできますでしょうか、どなたか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

場所につきましても、今後、社会福祉協議会だけじゃなくて、シルバー人材センター等も同じ棟の中に入っておりますので、この問題につきましても、現在、相談をしながら調整をさせていただいているところになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 急にできる問題ではないのですが、ちょっと頭の片隅にでも置いていただくとありがたいかなと思って今回提案いたしました。

（3）の人材確保ですが、今回の全員協議会でも説明がありましたように、民生関係がこれから増えていくので、職員も増やすというような計画がなされました。やはり民生関係、これからますます増えていくことだと思いますし、国は孤独・孤立の対策室をつくったようでございます。このひきこもりといいますか、男性のひきこもりもこれからますます、仕事を終えた方たちですね、これがひきこもりと言っていいのかどうかも分かりませんが、孤独、孤立ということが全国調査では、900万人の調査で20万人が家族と全く話さない、テレビだけを見て過ごす人が360万人いると。こういった孤独、孤立、これが脳の領域に影響して、死亡率が29%上がる。認知症が64%上がる。脳卒中は32%上がるというような医療関係に非常に大きな負荷をもたらすもので、これに国は予算28億円とつけましたけれども、医療関係の問題を考えれば、非常にこれは表立ってやる問題だと思います。ですから、いろいろな相談事業の中で、こういった多岐にわたるこれから表立って出てくるであろう男の方たちのリタイア後の問題とか、そういったものも相談の対象になるのではないかと思います。それに対して、やはり専門的な方がますます必要となると思います。

兵庫県の明石市などでは、ここは非常に市長さんも積極的な方でいろいろなことをやっているんですが、専門職員を全国から公募したりしております。市ですから、予算もうちとゼロが1つ違うくらいの予算ですけども、弁護士さんも全国公募ということで4人常勤しているそうです。子供の虐待等々に向き合うために、そういった専門職も必要であるということでした。弁護士さんを雇いなさいというような問題ではないんですけども、やはりそういったものの知識のある職員というものもこれから必要になると思いますし、それから、今コロナ禍で停滞

しておりますが、大きな商業施設もできたということは、外国の人も働く人も来町する人も増えるということで、こういったものへ対する相談事業も出てくる可能性もございます。

利府町は、まだ国際交流員という制度はないんですけれども、いろいろな面で町内、県内だけではなく、ぜひ都市部へも職員の募集をかけていただいて、これも一つのシティーセールスになるのではないかと思いますし、今ワーケーションというんですか、地方で働きたいという人も増えているようでございます。ぜひともシティーセールスの一つとしてそういった専門職を持った職員に来てもらうというような提案を一つしたいんですが、町長はこの点いかがお思いになりますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

シティーセールスを兼ねた都市部へのリクルート、専門的な知識を持ったということですね。本当にそのとおりでなと思って聞いておりました。まずは、私どももSNSの時代ですので、もう今、若い方も傍聴していらっしゃいますが、就職活動とか企業の情報を見るのは全てスマホで見るといことも調査の結果で出ておまして、全て一元的にスマホでできるような企業に随分人材が流れているようでございますので、まずはちょっと取組も、役所というのは待っていれば来てくれる場所という感覚をまずは脱しなきゃいけないかなというところは、本当に考え方は遠藤議員と同じにしております。

そして、専門家でございますので、私は今回の県内の高校の倍率を見て、ああ、そうなんだよなと思ったのは、私、仙台東高校の英語科というところを出ているんですけれども、当時、私が入ったときは国際化というのが叫ばれて、英語というか、外国語をしゃべれるということが物すごく貴ばれて人気だったんですね。今、東高の英語科は定員割れですよ。前は2クラスあったのに1クラスになって、それで定員割れと。じゃあ、今はどこが定員以上の倍率が高くなっているかという、県工の土木科とかね。私たちのときにはもう見向きもされなかった、失礼な言い方ですけども、そういうところがもう今は倍率がすごくなっていると。あと、宮城農業高校とかが非常に倍率が高くなっているというところで、いわゆる手に職を持った人たちの専門家ですね、まさしく専門家を若い人たちが志向をしているというところ。そして、その3年後には皆社会に出てくるということですから、そういう機運もしっかり私たちは捉まえて、そういう若い人たち向けに役所の仕事をまず紹介するところからいろいろ始めていかなければならないかなと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 本当には専門的な知識を持った人が活躍できる世の中になったのだと思います。その埋もれた人材ということで、ぜひシティーセールスをしていただきたいと思います。

2017年に公認心理師というのが新しく施行され、臨床心理士というのは公的なものではないので、心の問題の解決には公認心理師という制度ができました。非常にこれを取得するのは国家試験で難しいようではありますが、都市部などは少しずつ人材ができています。こういったことにも注目をしていただきたいと思います。

最後の（4）ですが、もちろん人通りが多いからといって相談が多くなるとは思いませんけれども、せめてイオン等々大型商業施設にはパンフレットやカードなどを、ここの役場のトイレなどには置いていただいておりますが、SOSのできるカードやパンフレットを置いていただくようなことは可能でしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

役場庁舎内にもステッカーとかパンフレットを置かせていただいているところがございますが、今後イオンさんとも協議しながら、なるべくそういう媒体のものが設置いただけるようにお願いしてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 断らない相談窓口があるということは、どんな問題でも断りません、つながりますよという窓口ですので、クレマーに対応することも可能でしょうし、ぜひ。

今回1階に相談室ができるようでございます。役場もどんどん相談事業に重きを置いていただくことをうれしく思いますが、どうぞ相談は連携が大事ということ、それからNPO等々の結びつきも今後は考えていただいて、SNSを活用する、あるいは民間の団体との連携等と併せて、相談にはぜひ連携を強めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、15番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時13分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔3番 鈴木晴子君 登壇〕

○3番（鈴木晴子君） 3番、公明党の鈴木晴子でございます。

まず初めに、東日本大震災で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。本日で震災から10年という節目を迎えます。これからも被災された皆様が立ち上がるその日まで寄り添い続けたいという思いを胸に、一般質問させていただきます。

1、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進について。

国は、社会全体のデジタル化の推進に向けて、本年9月、デジタル庁（仮称）を設置いたします。昨年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、デジタル社会の目指すビジョンが示されました。基本計画では、社会全体のデジタル化を進めるために、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタルトランスフォーメーションを実現することを掲げております。これは、「あらゆる手続きが役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、利用者目線の改革を進めていくことの必要性を示しております。これにより、あらゆる世代、あらゆる産業を対象とする行政サービスを通じて、社会全体にデジタル化によるメリットを誰一人取り残さない形で広く行き渡らせていくことなどが明記され、社会全体のデジタル化のための基盤を構築していくこととしております。その実行計画として、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画が策定されました。以下、町のデジタルトランスフォーメーションの推進についてお伺いいたします。

（1）国は自治体のDXの推進に当たって、推進体制の構築として、組織体制の整備、デジタル人材の確保・育成、計画的な取組等を掲げております。町を取組状況をお伺いいたします。

（2）自治体DX推進計画の重点取組事項として「自治体手続のオンライン化」があります。現在、マイナポータルの「ぴったりサービス」は、本町では利用できない状況でございます。国は、共通の申請様式として、令和3年度には40手続を対象にするとしております。町のマイナンバーカードの取得率も2月現在県内2位、多賀城とタイですね、となっており、住民の意識も高まってきていると考えます。手続のオンライン化への今後の取組をお伺いいたします。

（3）昨年12月に策定された町の総合計画に、「効率的な行政運営の推進」として、AI、RPAなどのICTの推進を掲げております。導入に向けての取組状況をお伺いいたします。

（4）自治体DXの推進と併せて取り組むべき事項として、デジタルディバイドの対策があります。国のデジタル化の基本方針でも「多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」がビジョンとして掲げられております。以下、町のデジタルディバイド対策への取組をお伺いいたします。

①国は、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習ができるようにする「デジタル活用支援員」の養成を推進しております。町の養成の考えをお伺いいたします。

②高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるように、講座の開催やアウトリーチ型の相談体制などが必要であります。検討してはどうかお伺いいたします。

③先進自治体では、デジタルディバイド解消に向け、タブレットの貸出しをしております。町も検討してはどうかお伺いいたします。

2点目、こころのケアへの取組について。

東日本大震災から10年がたち、4月からは国が被災地を重点支援する「復興・創生期間」の第2期に入ります。ハード面の整備やまちづくりは着実に進められ、インフラの復興は目に見えて進んでおりますが、心の復興は今後さらに力を入れて取り組んでいかなければならないと思います。阪神淡路大震災でも「心のケアは20年」と言われてまいりました。昨年、復興庁の設置期限を10年間延長させる改正法が成立したところでもあり、町も心の復興へさらに力を入れて取り組むときであると考えます。

また、昨年の自殺者は、11年ぶりに増加したとの報道がありました。新型コロナウイルス感染症の影響も大きいのではないかとの見解もあります。コロナの影響による「心の悩み」への対応も急務であります。以下、町の「こころのケア」への取組をお伺いいたします。

（1）県は「令和3年度以降の宮城県心のケア取組方針」で、令和7年度までに、被災者の心のケアを支援するために設置していた「みやぎ心のケアセンター」の業務を順次、市町・保健所に移行していくこととしております。それに伴う町の体制整備をお伺いいたします。

（2）東日本大震災の「心の復興」には、これからも様々な取組が必要であると考えております。今後の町の取組をお伺いいたします。

（3）国は、自殺総合対策の推進として、「SNS地域連携包括支援事業」を推進しております。「心の悩み」をいつでも気軽に相談できる体制の充実と窓口の周知が重要であると考え



ます。今後の取組をお伺いいたします。

（４）町は「利府町自殺対策計画」を策定し、対策に取り組んでおります。計画の中で「ゲートキーパーの養成」は重要な項目であると思います。取組状況をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進について、2、こころのケアへの取組について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 3番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進についてお答え申し上げます。

まず、（１）の組織体制の整備、デジタル人材の確保、育成、計画的な取組等についてでございますが、議員御指摘のとおり、国においては昨年の12月25日にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定され、その中で目指すべきデジタル社会のビジョンが示されました。また、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画により、国や都道府県、市町村、関係機関の役割や推進体制、人材確保の方策が示されたところであります。

このような計画が示される中で、本町においては、来月、大規模な機構改革を行い、これまで秘書政策室政策班において行っていた電算業務を新たに総務課情報統計係として独立させて、社会全体のデジタル化推進に対応すべく体制を強化するところであります。今後も引き続き国や県のデジタル化推進についての様々な動向を注視し、町が担う多様な行政サービスについて最新のデジタル技術やデータ等を活用して、町民の皆様の利便性をさらに向上させるとともに、外部人材の登用の検討や専門的な知識を有する人材の育成などの人的資源の確保に努め、国が提唱する誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、（２）の手續のオンライン化への今後の取組についてでございますが、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画の中で、令和4年度末をめどに、原則として全自治体で国民の利便性向上に資する31種の手續をオンラインで行うことは可能となるとの方針が示されています。今後オンライン手續は、住民ニーズも高まり、マイナポータルのびったりサービスの利用がスタンダードになるものと想定されることから、この潮流に乗り遅れることなく、国から提示される自治体基幹系システムとの標準接続仕様に準じてシステム構築を進めることとし、まずは子育てやライフイベントなど身近な手續に関する情報だけでもびったりサー

ビスに掲載していきたいと考えております。

次に、（3）のA I、R P Aへの取組状況についてでございますが、R P Aの導入により定型的な事務の自動化が可能となり、業務をより効率的に進められ、これまでできなかった住民ニーズへの対応に注力できるようになるものと認識しています。このことから、昨年度、県内の先進自治体の視察を実施し、R P Aになじむ自治体業務の調査や検証を行っております。

A Iにつきましては、現在、独自構築ではないものの、一部の事務処理においてクラウド上のA Iサービスを利用して効果を検証しているところであり、また、自治体での事務効率化が期待されているA I、O C Rについても注目しているところです。

実際の導入に向けては、各業務量を見極めながら、より導入効果が高く、自動化に適合しやすい業務を選定する必要があると考えておりますが、本町においては第4次総合情報システム更新で基幹系情報システムのオールインワン化が実現したことなどにより、R P Aの対象となしやすいシステム間の連携不具合が解消され、既に一定の効率化が図られたことや、政令市などと比較するとスケールメリットを享受できる業務が少ないことから、慎重に検討しているところであります。現在、国では、自治体への支援策として、R P Aを導入する際の検討の進め方や導入対象業務の選定の方針、方法、さらには取組事例などをまとめたR P A導入ハンドブックと、基幹系システムと連携したA Iサービスの導入手順や留意事項を盛り込んだA I導入ハンドブックを策定中でありますので、これらを参考としていきたいと考えております。

次に、（4）のデジタルディバイド対策への取組のうち、①のデジタル活用支援員の養成についてでございますが、デジタル活用支援員事業は、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現のため、高齢者などが身近な場所で身近な人からI C T機器やサービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進することを目的として、国が行う実証事業であり、この事業の実施主体は、主に、実際の学習や相談に使用する機器や会場を保有している、携帯電話販売店や地元の情報関連企業であります。来年度も実施方針を変更しながら引き続き実施されることから、町は直接的にデジタル活用支援員養成には関わらないものの、この支援員の活動などについて必要とされる情報の発信や募集など、側面からの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、②の高齢者等の講座の開催やアウトリーチ型の相談対応についてでございますが、現在本町では、広く町民の皆様を対象としたデジタルの活用に関する講座などは特に実施しておりません。しかしながら、昨年度の統計調査員協議会においてタブレット体験講座を実施し、受講者を対象にアンケート調査を行ったところ、満足や役に立つ、I Tに対する考えが変わっ

たといった好意的な意見をいただいております。

他の自治体においては、既にマイナンバーやマイナポータルに関する出前講座を実施しておりますので、今後は端末使用の有無を含め、それらを参考としながら実施を検討してまいります。

次に、③のデジタルディバイド解消に向けたタブレットの貸出しについてでございますが、総務省の令和2年情報通信白書によりますと、個人のインターネット利用者割合は年々上昇しており、2019年の年代別割合では、50代では98%、60代で91%、70代で74%、80代以上で58%が利用するなど着実に普及が進んでおり、個人間の情報格差は徐々に解消される方向にあると考えています。

実際に機器を使用してデジタルの利便性を体験することは、格差の解消に大きな効果があると認識しておりますので、タブレットの一部の機能を限定したり、企業と連携してサポートを行うなどの工夫をしている先進自治体の取組を参考にしながら、今後貸出しについて検討してまいります。

次に、第2点目のこころのケアへの取組についてお答え申し上げます。

まず、（1）のみやぎ心のケアセンター業務の移行に伴う町の体制整備についてでございますが、みやぎ心のケアセンターは、東日本大震災に起因する心的外傷後ストレス障害、アルコール関連問題、自死等の心の問題への長期的な対応や地域生活支援のために宮城県で設置した施設であり、精神科医や精神保健福祉士、保健師等の専門職を配置し、子供から高齢者まで切れ目のない支援や、さらには同行訪問による支援、人材育成等を行っております。

本町においては、これまでみやぎ心のケアセンターの協力を得ながら、被災者の方々の心に寄り添う個別支援やゲートキーパー養成講座を実施するなど、被災者の方々への支援を行ってまいりました。議員御指摘のとおり、県は令和7年度までにみやぎ心のケアセンター業務の一部を市町に移行していくことを打ち出しておりますので、本町といたしましては、スムーズに業務を引き継げるよう県との協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、（2）の心の復興への今後の取組についてでございますが、本日、東日本大震災から10年を迎えましたが、被災地の健康課題は時間の経過とともに変化し、生活環境の変化等によるストレスや生活困窮など、複数の問題が絡み合い複雑化しているところであります。

本町には震災を主な要因とする要支援者が少ないことから、これまで県が実施してきた被災者を対象とした健康調査は、昨年度で終了しております。

また、被災した町民の皆様が入居する災害公営住宅のゆのき住宅へは、現在24世帯、61人が

入居しておりますが、高齢者世帯、子育て世帯、生活保護世帯など家族形態も異なることから、それぞれの相談内容に応じた支援を行っており、今後も継続的に適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、（3）の心の悩みをいつでも気軽に相談できる体制の充実と窓口の周知についてでございますが、本町では保健福祉課において電話や対面での相談を常時行っているほか、パソコンやスマートフォンを使って利用できるメンタルチェックシステム、こころの体温計を導入しております。また、国や県などの各関係機関で実施しているSNSを通じた心の悩みに関する相談についても、ホームページや広報紙、LINEなどを利用し、広く情報提供を行っているところであります。今後も住民の皆様一人一人が御自身に合った相談方法を選択できるよう、相談窓口の周知に努めてまいります。

最後に、（4）のゲートキーパー養成への取組状況についてでございますが、本町では、悩みのある方の変化に気づき、必要な支援を行うため、ゲートキーパー養成講座として心のサポーター養成講座を平成26年度から実施し、これまでに55の方が受講しております。また、受講者に対しては、フォローアップのための講座を随時開催しているところであります。心のサポーターにつきましては、心の悩みを抱えている方にとって身近な支援者として大変重要だと考えておりますので、今後も継続的に養成講座を実施してまいりたいと考えております。このほかにも、町の職員が地区や町内の企業などに出向いて、心の健康や悩んでいる方に対する話の聞き方などについての講話を実施しております。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりゲートキーパー養成講座は実施しておりませんが、町内の保育所の職員や町職員に対して自死対策に関する現状やメンタルヘルスに関する講話を行うなど、全庁を挙げて情報共有を行っているところであります。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、1点目から質問させていただきます。

このデジタルトランスフォーメーションを進めていくには、町長の答弁のとおり、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化、この部分が本当に大事だと思います。この思いで進めていっていただきたいと思っております。

国は、計画に示す取組を一定の期間の中で実現するには、早期から全庁的な横断的な推進が必要としております。情報システムの標準化や共通化や、行政手続のオンライン化等による手続の簡素化、迅速化、行政の効率化の成果を得るためには、単なるシステム更新などにはとどまらずに、オンライン手続全体の業務プロセスの見直しや関係業務を含めたシステムの最適化

なども取り組むことが必要となってまいります。全庁的な推進体制を確立し、早期から計画的に取り組むことが必要とされると国のほうでしております。

町長の答弁にもありましたとおり、4月1日から町ではICT、ITのほうを推進する情報統計係を新設いたしましてしっかりと取り組んでいくということで、本当に素晴らしいことというふうに思っております。先ほど言いましたように、業務プロセスの見直しも必要という部分では、やはり行政改革というふうな部分もこのデジタル化には関わってくるのかなというふうに考えております。そういう中で、行政改革係は秘書政策課の中でありまして、こちらだと部も違っている状況になっているんですね。まず4月の体制では、この体制が最高の体制として整えたというふうに私も思っております。国がこの計画を示したのが12月25日ということで、つい最近の話でありますので、この部分を今後やっぱり一つの部、課にしていかなければならないというふうに私は思うんですけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） 再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、4月の機構改革で、総務課に情報統計係、そして秘書政策課に行政改革係というふうな形で配分を考えております。行政改革に関しましては、情報系にかかわらず町全体の業務に関わることとして、やはり全体的なもので行政改革の必要性を検討していただきたいというふうに思っておりますので、必ずしも総務課の情報統計係と一体となつてというふうな、組織としてですね、一つにというふうなことでは考えてございません。ただ、何をやるにも役場組織全体一体となつて検討、検討というか、業務を進めていくことが必要でございますので、そこは部が違ってもまるきり人ごとのようにということではなくて、それぞれの係の分野の中でできることを共有しながら、改革を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ただ、このデジタル化という部分では、やはり行政改革というふうなものが一番今後必要になってくるとお思いますので、その部分、4月から始まる部分に対してあまり言うのはあれなので、ここで終わりにしたいと思うんですけれども、ぜひ今後検討をしていただきたいと思います。

あと、デジタル人材の確保の育成への計画的な取組という部分も大事だと思っております、育成というふうな部分になるのかどうかあれなんですけれども、やはりこのCIOを誰にするかというような部分も町のほうでは検討をしていかなければならないと思うんですね。情報戦

略最高司令官という形になりますかね。資料によれば、町長であったり副町長であったり、その町によって検討をしていくべきものというふうに思っておりますけれども、どのように今現在お考えなのか、町長にお考えを伺ってよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答えいたします。

C I O等の組織体制につきましては、やはり大きな権限と、あと責任というものが伴ってまいります。本町にとっても今のところ未知の世界といえますか、やはり組織として考えていなかった部分になりますので、そここのところはきちんとした仕事内容の精査等を行いながら、誰が望ましいのか、どういう組織立てが必要なのかというのを今後検討して、しかるべき対応をしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 国のほうでは、2025年にはある程度の体制を整えたいというふうに考えているところでございます。早急な体制整備というふうな部分をお願いしたいと思います。やはりC I Oは、町のことも分かりながら、I C T関係もデジタル化関係も全て理解していかなければいけないわけですが、デジタル化を分かっている人材がそのC I Oを補佐していかなければならないという部分では、C I Oの補佐官の任用も必要であるというふうに思っております。国のほうでは、国と県が連携をして、複数自治体をまとめて1人の人を配置するような考え方もいるようではあったんですけども、やはり町のデジタル化を進めていくに当たっては、町独自で補佐官というふうな方がいらっしゃるといいのではないかとこのように私は思っております。また、この補佐官というのは、町の職員が今から勉強して行くと、なかなか時間が足りないのかなというふうに思います。そういう面では、外部の人材が必要なのかな、登用が必要なのかなというふうに思います。答弁でもいただいておりますが、この補佐官という部分での外部人材の採用を考えられないものなのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答え申し上げます。

補佐官につきましては、議員おっしゃるとおり、より専門性の高い知識が必要とされ、町の職員では対応が難しい面もあるかと思っております。町長も答弁しておりますとおり、外部人材の登用も含めて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） よろしく申し上げます。このデジタル化について、職員の皆さんがスキ

ルアップしていくことも本当に大事だというふうに思っております。そういう中で国のほうでは、総務省では地域情報化アドバイザー派遣制度というものを行っておりまして、底上げをしている状況であります。このような制度も活用しながら、職員の皆様のスキルアップに活用していったらどうかというふうに思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） 議員おっしゃるとおり、アドバイザー制度の活用等も含めて、今後検討させていただきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 次に、（2）の行政手続のオンライン化のほうに行きたいと思います。

今後、ぴったりサービスは、身近な手続に関する情報だけでも進めていきたいということでございました。国のほうでは、2022年度には何とか全自治体ができるように後押ししていきたいという考えでいるようであります。こちらは財政措置もありまして、基幹系システムとマイナポータルの接続に2分の1の補助と、プラス地方財政措置もあるということでございましたので、このようなものもしっかりと対応しながら導入していただきたいと思いますが、今のところ県内35自治体中25自治体が今できているところで、あと10自治体の中に利府町が入っている現状があります。そういう面では本当に早急に対応をしていただきたいと思っておりますが、時期的なもの、どのあたりでできるものなのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） それでは、お答えいたします。

ぴったりサービスに関しては、まだ利府町については後れを取っているということは否めないところでございます。まずもって町長から答弁いたしましたとおり、町の情報、お知らせを作る機能もございますので、そのぴったりサービスの中のそれぞれ、例えば児童手当の認定請求の時期はいつからだったとか、そういったお知らせだけでもできるような掲載。これについては、できる限り早急に、新年度の中でこちらのほうを上げていきたいなというふうに思っております。

また、電子申請といいますか、オンライン申請のできる環境の整備については、国が進める2022年度までしっかりその辺調整しながら、それに間に合うように後れを取らないような形で進めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 後れを取らないようにぜひお願いしたいと思います。

次に、（3）のAIとRPAのほうに質問したいと思います。

今後、人口が減少することによりまして、人材不足への対応というふうな部分もありまして、やっぱりこのAIとかRPAの活用は行政の中ではしっかりと取り入れていっていただきたいというふうに思っております。このRPAとか、導入ハンドブックを参考に推進していくということでしたが、泉大津市というところでは、業務内容を職員の皆さんにアンケートを実施しまして、職員が実施すべきコア業務を把握して、ノンコアのほうでRPAの導入ができないかというふうな調査をしたようでありました。何かこのような職員の皆さんにアンケートをしながら、町、今の現状を把握しながら進めていくことも大事ではないかなというふうに思いますが、このようなものできないものなのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

RPAの取組については、町のほうでも先進地の視察、県内であれば登米市さんなどで取り入れて、できることから今模索を始めているというような状況でございます。利府町におきましても、当然、職員が手間暇をかけて単純な例えば申請書の入力ですとか、その時間をかけてやっているような業務、そういったものについては、できる限りそういうRPA化を図れないかということでの検討を昨年度から進めてきている状況でございますが、なお、今後もそういった可能性のある業務について調べて、どういったものがその可能性があるかどうかというあたりも研究してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ研究していただきたいと思っております。

このAIとRPAの導入についてでございますけれども、これ、一自治体で導入するよりも複数の自治体で連携して導入することが効率的というふうなことで、国のほうで自治体行政スマートプロジェクトというものを実施しまして、複数自治体での導入を推進しているところでございます。3から5団体を一つの団体として、国のほうから委託料3,000万円程度上限として補助があるようなんですけれども、これ、申込みが3月のもうそろそろで終わってしまうので、今回の分は。また次回があるといいなというふうに思っているんですけれども、この辺もちょっと研究していただけないかなというふうに思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

広域で取り組むことによつてのスケールメリットという部分も当然あるかと思っております。例え



ば2市3町の広域行政の中でそういったあたりも話題に出しながら、例えば七ヶ浜さん、松島さんあたりは、電算のベンダーさんが利府町と一緒になんです。ですので、そういう広域的な取組がまず可能かどうか、そういった業務が見当たるかどうかといたしますか、その辺もちょっと情報交換しながら、今後、協議していきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ広域で、経費のかかるものですから、広域でできるものは進めていただきたいと思います。

次に、（4）の①のデジタル活用支援員の養成の件でございますけれども、今回、令和3年度の予算のほうでは、国がこれを養成するというふうな部分で大体打ち出しはできているところで、町はそれを側面で支えていくというふうなことでございましたけれども、その人たちがしっかりと活躍できるように、国でやっていることだからこうというのではなく、その支援員さんを上手に活用するようにしていただきたいと思いますというふうに思っております。この支援員さんというのが、国のほうは、想定しているのがアウトリーチ型の支援というふうな部分での考えだと思えます。やっぱり自宅にいてエラーが出てしまったときどうすることもできないとか、そういうふうな対応も考えているようでございました。ですので、国のほうで養成するというふうな部分の方たちをしっかりと町のほうでも把握して、そのような体制の整備もしていただきたいと思います。この件お伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

支援員の活用という部分でございますけれども、これについても様々な、アウトリーチ型もあれば出前講座的な、そういったもので町内会単位ですとか、あるいは地域単位だけでなく団体単位、シルバーさんとか社協さんとか。そういった団体と連携して活用を、指導員をお招きしてですね。その講座的なものを行っていくということももちろんあろうかと思えます。一番は、やっぱり携帯の事業者さんですとか、そういった方々と連携、タッグを組んで、細やかなそういった伝達の講習といたしますか、というところをやっていければなというふうには考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 細やかなというふうなお話をいただきましたので、ぜひ対応していただきたいと思います。

それから、②の講座の開催やアウトリーチ型の相談対応ということで、講座の開催の部分、

今少しお話しいただきましたけれども、携帯ショップで今後無料で、今もやっているんですけども、無料で高齢者の方ができる回数が増えていくものと、全国1,000か所というふうに国は言っておりますので、増えていくものというふうには思っておりますが、この初歩的な部分。あと、町のほうでも、答弁のほうで出前講座で実施していくということで、これは申出によるものなのかなというふうに思っております。受けた人が、受けた人がというか、出前講座なので、ここのこの場所に何人集まってというふうな形になると思うんですけども、公民館教室の中でレベルアップ的な講習的なものも、継続的な講習的なものも必要なのではないかなというふうに思っております。何十年か前にウィンドウズができたときに、町のほうのウィンドウズの講習会をうちの母が、仕事をしていたんですけども、当時、それで大分助かったというお話がありました。スキルアップの講座として、そのような講習会も公民館教室のメニューの中に入れていっていただきたいなというふうに思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも若干触れましたけれども、そういった出前的な講座も含めて、例えば、やっぱり繰り返しになりますけれども、携帯会社さんのほうにお願いすれば、これからますます積極的に国の支援も各社いただいて、その普及を進めていくという形になると思います。議会の皆さんもタブレット教室もやられているかと思っておりますけれども、そういう類いのものがどんどん、もう回数もかなり国のほうでも力を入れてやっていくということになろうかと思えます。スマホ自体もかなり普及がもう高くなっているということで、高齢者の方も結構、今6割、7割ぐらい持っているというような時代になっておりますので、そういう普及も兼ねて、各携帯の事業者と一緒に、連携をして進めていくような形を想定しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 次に、③のタブレットの貸出しのほうに行きたいと思えます。

町の情報発信もSNSによるものが大分増えてきているなというふうに今感じております。この間の予算審議の中でも、バスの運行状況を今後は、ダイヤ改正後ということで、バス停のQRコードで確認できるようになるというふうに伺いました。やはりタブレットを持っていないとその情報にたどり着かないというふうな部分なのかなというふうに思うと、タブレットをなかなか手に取っていない高齢者の皆さんがやっぱり必要なのかなというふうに思っております。やっぱりこのデジタル化の一番大事な部分は、誰一人取り残さないというふうな、人に

優しいというふうな部分で、このタブレットの貸出しを検討していただきたいというふうに思っているんですけども、国のほうでも自治体による地域住民に対するきめ細やかな取組を促進することとしておりまして、令和3年度の国の予算で地域デジタル社会推進費として支援することとしております。この中身がまだはっきりと出ていないので、このタブレットの貸出しについて利用できるものなのかしっかりと研究していただけないかなというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答え申し上げます。

今、国の支援制度で、3年度、4年度で地域デジタル社会推進費という予算が盛り込まれているという情報は伺っております。2年間で2,000億円ということで、市町村にあっては1,200億円の予算というふうに聞いております。県が800億円ということでございます。その予算の配分がどうも交付税措置というような、普通交付税の中に算入されるというようなことで、直接の交付金のタイプではないようなんですね。ですので、そういった財源の措置も、当然タブレットをお貸しするとなると、その経費も相当かかるということになりますので、その辺のもちろん費用対効果の問題もありますし、高齢者はじめそういったニーズがどのくらいあるのか。あるいは、その普及率との関係も出てくると思うんですね。普及がしてくれば、もちろん貸出しもそんなにニーズはなくなるかなと思いますが、その辺を見極めた上でその辺は判断をしていきたいと思っておりますし、当然その一人も取り残さないという部分では、デジタルがもう100%ということはあるまいと思っております。お年寄りでどうしても使えないという方については、今までどおりの紙媒体でのそういった周知ですとか、そういったものも怠ることなく、両面でできればなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、大きい2点目の心のケアのほうに行きたいと思っております。

①のほうのみやぎ心のケアセンターから移行される相談体制整備の部分ですけれども、この件につきまして、県の保健福祉部の精神保健推進室の室長にも確認させていただきました。被災者支援と通常精神保健の支援の線引きが難しくなっているところもありまして、通常業務に埋め込む形での移行というふうな形の説明がありました。災害時の支援がステージ前に変化するのと同じように、心のケアも複合的な課題を視野に入れて関係者と連携していかなければならないというふうに思っております。この心のケアは、今後のほうが本当により複雑化

していくものというふうに思っております。県としては、市町村の体制整備のために、技術的な支援と保健師さんの育成を市町村の意見を聞きながら進めていきたいということでございました。町として、この部分で県に要望していきたい、要望すべき点をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

心のケアセンターにつきまして今後の動きとして町が要望することでございますが、やはり技術的なところで町の保健師だけでは対応できない部分について、今後、県のほうのより高い専門のある方たちと協力しながら、継続的な支援ができるようお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） やっぱりこの形がなくなることによって、形骸化と、専門的な対応が不十分とならないような形で対応していただきたいなというふうに思っております。

次に、（2）の心の復興への取組に行きたいと思えます。

震災の心の傷ですが、時がたっても出てくる場合もあると思えます。また、心の傷は、時がたてば薄れるというふうな風潮も中にはありますけれども、アメリカのほうの心理学の学会誌に研究結果が出まして、時間が人を癒やす効果はないということが確認されたとなっております。やはり10年たってもしっかりと支援していかなければならないなというふうに思っております。

利府町の中にも、津波で家を流されたりなど、震災の影響によりまして引っ越しをしてきた方がいらっしゃいます。その方の近くの人から、本当にその人に対してどのように支援したらよいのか分からないというふうなお話がありました。実際、私の近くにもいらっしゃいまして、私自身もどんな励ましがいいのか、なかなか言葉が見つからなくて戸惑うときが本当に多くあります。また、10年たった今というふうな部分で、また10年たった今だからこその心のケアの対応というふうな部分が必要ではないかと思っております。やはり町民の皆様にも支援したいけれどもできない、私のように思っている方がいらっしゃいます。そういう部分で、専門的な方をお迎えして、そのような講習会みたいなものを開催していただけないものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

心のケアに関する中で専門的な方をというお話だと思うんですけども、後の御質問にも出てくるゲートキーパーの中で、今まで心のケアセンターの職員の方にも御協力いただきながら開催をしていたところでございますが、今後も受講された方々のフォローアップ等につきまして、町の職員ないしはそういう専門的な知識をお持ちの方もお招きしながら、定期的な講習会等も行っていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ゲートキーパーということで、利府町では心のケアというふうな形の養成でございますけれども、なかなかこの震災でつらい思いをしている人たちの周りには人たちがそのゲートキーパー、心のケアというふうな講習に行くという何か結びつきがなかなか難しいような部分があると思うんですね。そういう部分では、大震災で被災された方を応援してあげられるみたいな形の、応援していきませんかというふうな形で、東日本大震災に特化した形でのそのような心のケアというふうな講習的なものをしていただきたいというふうに思います。

この震災から何年かは、女川の方が保健福祉センターに集って、皆さんで語り合ったときもあったというふうに伺っております。その後、人数が減って、今は行っていないというふうなことでございました。当時と同じような形でなくても、10年というふうな節目でもありますし、そのような語り合える場というものを設けてみてはというふうに思いますが、ちょっと考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

語り合える場の開催ということでございますが、先ほど議員からもお話がありましたように、以前、女川町さんのほうから保健師さん等も来ていただいて、そういう懇談会みたいなのも開催されておりましたけれども、年々人数が減って行って集団で行う場というのができにくくなったというふうな形で、今は実施できていないというところがございます。やはり生活スタイルとかが変わることによって御本人たちの悩みもいろいろ変わってきているところだと思いますので、今後は語り合える場の設置というよりは、困っていらっしゃる方になるべく寄り添えるようなゲートキーパーさんとか、それから住民の方、それから町の職員の寄り添い方を考えていかなければならないと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 次に、もう一つの心の復興の取組としまして、町外から利府町に引っ越

してこられた方に様々な形で励ましていきたいなというふうに思っているんですけども、その一つの取組として、十符の里フェスティバルの中におきまして、復興マルシェのような被災3県の商品を販売するブースなんかを設けて、このふるさとの商品が利府町で見られるというふうな部分でその皆さんを励ましていけないかなというふうに思っているんですけども、このようなものがないものなのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

フェスティバルのほうですけども、町民のふるさと意識の涵養、それと町民総参加のお祭りということを目的に、町民参加による実行委員会を組織し行っているところでありまして、令和3年度の実行委員会の立ち上げにつきましてはこれからでございますが、3年度の事業を計画する中で議員御提案のところもできないか話をしていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひお話ししていただきたいと思います。そのような部分で、私たちのことを忘れていないんだというふうな思いも皆さんも持っていただけるのかなというふうに思っております。

もう一つの心の復興の試みとしまして、復興コンサートを各地域で行っておりますけれども、開催してはどうなのかなというふうに思っておりますが、昨日、議員全員で新しくできましたリフノスを視察させていただきました。そのとき多目的ホールで、本当に短い時間だったんですけども、音楽を聞かせていただきました。本当に短い時間なのにこんなに癒やされるのかなと、とても素晴らしい施設ができたなというふうに思っております。この癒やされる施設で、ぜひ女川だとか各地域で行われている復興コンサートを開催していただきたいなというふうに思いますけれども、できるものなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） お答えいたします。

今後、指定管理者もいろいろな様々なイベントを考えておりますので、指定管理者と町と協議しながら検討をしていってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） これは国や県のほうでも補助金がありますので、ぜひその辺も検討をしていっていただきたいと思います。

すみません。ちょっと時間がないので3は飛ばしまして、（4）のゲートキーパーの養成の

ほうに行きたいと思います。

利府町自殺対策計画の中で、ゲートキーパーの養成について指標を掲げて行っているところであります。その中で、町職員の目標値として、2026年度までに職員全体の50%を目標にゲートキーパーを養成していきたいというふうになっておりました。今現在はどの程度進んでいるものなのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

令和2年度、3年度の町の職員に対する研修会でございますが、2年度につきましては、コロナ禍もありまして、情報の共有のみとなっております。役場の業務の中で、自殺のサインに早期に気づく可能性もあることから、なるべく多くの職員の方々に受講の機会をつくってまいりたいと考えておりますが、自殺計画の中では2026年までに全職員の50%以上の受講という目標を掲げておりますので、今後、令和3年度以降は段階的に講座が実施できるように総務課とも協議してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 本当に大事なことだと思いますので、計画的に進めていっていただきたいと思います。

あと、今回コロナの影響で自殺者が増えたということで、増えた人たちが女性とか、あと若者、子供たちというふうな部分ですごくショッキングだったんですけども、その部分ではこのゲートキーパーの存在が物すごく大事なものではないかなというふうに思っております。

目黒区のほうでは、ゲートキーパー養成を、このコロナのときで集うことが困難ということでオンラインで養成をしていて、3月31日まで今年度もやっているようなので見ていただきたいと思うんですけども、コロナの影響でできないと言っていると、やはり自殺者も増えてしまっている中で、何らかの対応をしていかなければいけない中で頑張ってやっている自治体もありましたので、ぜひ参考にしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

本町における自殺者は、幸いなことに若い年代の方は今のところ発生していないところではございますが、議員御提案のオンラインでのゲートキーパーの講座の開催については、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、3番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたします。

再開は13時ゼロ分とします。

午後0時10分 休 憩

---

午後0時56分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 伊勢英昭君の一般質問の発言を許します。伊勢英昭君。

〔8番 伊勢英昭君 登壇〕

○8番（伊勢英昭君） 8番、21世紀クラブの伊勢英昭でございます。

今日は3・11ということで、10年前の東日本大震災のことに思いを致しまして、犠牲者、行方不明者、関連死の方々を含めまして2万2,200人ですか、こういう方々に対して哀悼の意をささげたいと思います。それから、いまだにふるさとへ帰還できない60万人以上の方々に対してもお見舞い申し上げたいと思います。

今回、大きく2点通告しております。当局の真摯で、かつ丁寧な御答弁を御期待申し上げます。ここ1年以上続く新型コロナウイルス感染症拡大により、私個人にとっても町内イベントや行事の訪問自粛や外出自粛による、町民からの情報収集の不足などから、今回の質問に対して誤解や認識不足による質問になるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

では、早速、通告書を読ませていただきます。

質問の1、文化交流センターについて。

町民待望の文化複合施設として令和3年7月に開館する文化交流センター(愛称「リフノス」)は、平成12年の町民アンケート調査により、図書館建設の要望により嚆矢を得て、その後、図書館建設検討委員会の立ち上げなど幾多の変遷を越え、20年の歳月を経てやっと完成にこぎ着けたものであります。一時機運が薄れ中断の憂き目にも遭いましたが、文化ホールや郷土資料館などとの合築案が提案され、町民合意の下に本町の本格的な文化複合施設として建設着手となりました。

現在、最終的な準備に当たり、幾つかの課題が散見されることから、町の考えをお伺いいたします。

(1) 現在稼働している公民館や生涯学習センター等の機能がリフノスに移動しますが、旧施設の解体後はどのような活用計画となるのでしょうか。



（2）指定管理者による管理運営となりますが、施設利用者、町職員、そして指定管理者の三者間の協議は行われるのでしょうか。

（3）職員が本庁舎に移動することで、公民館機能が町民から離れてしまうのではないかと。

（4）施設の附帯設備や備品などの購入は、どのように考えているのでしょうか。

（5）500万円を目標に寄附金を募ったが、経過はどうでしょうか。

（6）大ホールと郷土資料館の第2期工事について、本町の財政事情から実現可能なのかどうかお聞きいたします。

大きな2番目、コロナ禍と少人数学級について。

2月中旬に入って、全世界の新型コロナウイルス感染者が目に見えて減っております。1月初旬は1日80万人以上だったのが最近では26万人台となり、日本では6,900人台から1,000人前後に減少してきております。これからワクチン接種も控え、このまま終息することを願うばかりでございます。

一方で、病院や高齢者施設、そして学校など、大勢の人が集まる公共施設のクラスター発生が報道されておりますが、どうしようもない不可抗力としか言いようがございません。本町にある高校でもクラスターが発生しましたが、本町小中学校の現状について町の考えをお伺いいたします。

（1）コロナ禍について。

①感染対策は適切に行われているのでしょうか。

②利府二小、青山小で行った感染処理について、その後の対応はいかがでしょうか。

③新型コロナウイルスの感染症に対して、不安を持ちながら登校している児童生徒もいると思いますが、その対応についてはいかがでしょうか。

（2）令和3年度から順次始まる35人学級について。

①本町では、学級総数で教室が足りなくなるのではないかと。また、空き教室の余裕はあるのでしょうか。

②普通学級と特別支援学級を含め、教員の数は十分に確保されているのでしょうか。

③学級に児童生徒が多いと給食の配膳に手間取り、食事の時間が取れないと苦情が大分昔、過去にありました。残食の観点からも時間の確保が必要と思いますが、現在はいかがのでしょうか。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、文化交流センターについて、（1）と（4）から（6）については町長、（2）、（3）は教育長。2、コロナ禍と少人数学級については教育長。初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 8番 伊勢英昭議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の文化交流センターについてお答え申し上げます。

まず、（1）の旧施設の活用計画についてでございますが、現在の公民館及び生涯学習センターにつきましては、来月の機構改革や7月のリフノスの開館に伴い、その機能をリフノスや本庁舎に移転するため、今月末をもって閉館することとしております。

生涯学習センターにつきましては、建物の老朽化が進み耐用年数を超過していることから、リフノスへの機能集約、施設運営に係る財政的負担など様々な点を総合的に検討した結果、解体する方針としております。施設解体後の跡地の利活用につきましては、この場所はこれまで役場庁舎や社会教育の拠点として駅前地区の発展等に寄与してきた経緯を踏まえつつ、今後も町民の皆様の要望に応え、また町の活性化に寄与できるよう、敷地内に設置されているプレハブや倉庫等の解体も含め、現在、一部業務委託を行いながら、調査検討を行っているところであります。

なお、公民館につきましては、利府町文化複合施設基本構想・基本計画に基づき、施設の改修工事を行い児童センターに転用する方針としており、より一層子育て支援の充実と子供たちの健やかな成長を育む環境づくりに取り組んでまいります。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種が来月以降に予定されており、本町におきましてもワクチン接種会場の確保が必要であることから、当面の間、公民館をワクチン接種会場として利用する予定としております。改修工事につきましては、ワクチン接種会場の利用と並行しながら、施設の設計業務を行ってまいります。

次に、（4）の施設の附帯設備や備品などの購入についてでございますが、附帯設備につきましては、建築工事の一部として発注し、ホールのどんちょうや照明、音響設備、図書館の書架などの設置を先月末に終えております。

また、備品等の購入につきましては、昨年9月定例会において議決いただきましたピアノをはじめとする財産の取得に加え、舞台大道具などの専門用品につきましては現在発注しているところであり、7月の開館に向け順次搬入する予定となっております。

次に、（5）のリフノスへの応援寄附金についてでございますが、施設用備品などを充実させるため、昨年12月4日から今年2月19日まで寄附金を募集したところ、160名の町民の皆様と町内の7団体から合わせて220万9,000円の寄附をいただきました。また、ふるさと応援寄

附金の使途に文化交流センターリフノスのためと新たな項目を設定したところ、町外にお住まいの89名の方から257万9,000円の寄附をいただいております。これら町内外からの寄附を合わせますと478万8,000円となり、目標とした500万円に近い金額となりました。今後、寄附をいただいた町民の皆様のうち、希望する方をリフノス応援会員名簿に登録し、イベントの先行案内を行うことにより積極的な参加を促し、リフノスを一緒に盛り上げていただく応援団になっていただきたいと思います。

最後に、（6）の第2期工事についてでございますが、これまでも数名の議員の皆様より一般質問をいただいております。第2期工事におきましては整備に多額の財源を必要とすることから、第1期工事同様、社会資本整備総合交付金を活用して整備を検討しているところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症などの影響により社会情勢や町の状況も大きく変化していることから、現状といたしましては早急な整備は困難と判断しており、第1期施設の利用状況等を見極めながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 8番 伊勢英昭議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、第1点目の文化交流センターについてお答え申し上げます。

（2）についてですが、現在の指定管理仕様の中には、特に設定されておきませんが、指定管理者が利用者との懇談の場を設けることになっております。その際に町職員も出席し、要望をお聞きし、意見交換をしたいと考えております。

続いて、（3）についてでございますが、指定管理者には、これまでの公民館事業を踏襲して運営を行うよう要請しております。また、生涯学習課内にも公民館事業担当がおり、町民の皆様の声を受け止め、指定管理者の検証、評価を行ってまいります。新しく開館する文化交流センターリフノスが本町にとって夢のある施設として発展し、町民の皆様のお要望、御期待にお応えできるよう、これからも社会教育、生涯学習の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目のコロナ禍と少人数学級についてお答え申し上げます。

まず、（1）については、①から③までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

感染対策につきましては、令和2年12月3日に文部科学省から通知されました、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」バージョン5を基に、校長会、教頭会において予防対策を十分に講じるよう指示しております。各校に

おきましては、このマニュアルに基づき、基本的な感染症防止対策や3密を防ぐこと、また、授業、部活動、給食、清掃活動など学習活動や生活場面ごとの対策の徹底に努めております。

また、利府第二小学校、青山小学校におきましても、マニュアルに基づき、保健所と連携した感染状況の把握や校舎の消毒、臨時休業等、迅速に対応しております。

各校の感染防止対策により、今のところ町内の学校からの感染は見られておりません。

3つ目の感染症に対する不安への対応についてでございますが、議員御指摘のとおり、学校におきましてもこの点につきましては十分に考慮して対応をしており、担任の指導はもちろんのこと、養護教諭、さらに、専門的な立場からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談体制を整えて対応しております。

また、保護者と連携し、児童生徒の心のケアに努め、感染者や家族に対する差別や誹謗中傷が生じることのないよう指導しているところでございます。

さらに、感染症による家庭環境等の変化による児童生徒への影響や、不登校児童生徒の心の問題への対応など、児童生徒を取り巻く環境の変化や多様化に対する現状の課題を共有することが必要であると考えました。そのため、2月4日に教育委員会の主催の下、児童生徒の今後の対応について、校長会代表、スクールソーシャルワーカー、教育相談専門員、学校教育専門員をメンバーに、新型コロナウイルス感染症等による児童生徒の心の問題について考える会を開催し、提言を受けております。この提言を各校に周知し、新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱える児童生徒に対し、丁寧に対応するよう指示しているところであります。

次に、(2)についてでございますが、①につきましては、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が2月2日閣議決定され、令和3年度から順次35人学級が実施されることとなります。

本町は、平成16年度から、県の学級編制弾力化事業により、小学校1・2年生と中学校1・2年生について35人学級を導入しており、令和3年度につきましては教室の不足は生じない状況にあります。今後、令和4年度より、小学3年生から6年生まで段階的に35人学級が導入されますが、現時点での児童推計においては、新中道地区の分譲が開始された利府小学校を含め、町内の小学校で35人学級の影響による教室の不足は生じない状況になっております。利府第二小学校につきましては、金沢地区の開発の進捗状況を注視していきたいと考えております。

次に、②についてでございますが、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、県で配置されております。

なお、教職員の加配につきましては、県市町村教育委員会協議会で取りまとめ、全国の連合

会を介して国へ要望しているところであります。

最後に、③の給食時間の確保につきましては、配膳から後片づけまでの時間を小中学校では給食の時間として1時間程度教育課程に位置づけており、そのうち30分程度が食事の時間となっております。特に小学校低学年におきましては食べる時間に個人差がありますので、各担任はその点に配慮しながら指導を行っているところであります。

なお、残食につきましては、給食センターにおいて各校の毎月の残食率を把握し、栄養教諭やキャベツクラブの協力を得ながら食育の指導を行っております。また、校長会においても取り上げ、教育委員会として適切な指導が行われるよう、指導、助言を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、再質問に入ります。

1の文化交流センターについて、（1）の公民館と生涯学習センターについてお聞きいたします。

昨年9月3日に開催された議員全員協議会で、秘書政策室政策班から十符の里プラザ跡地利活用の方向性について説明がございました。大まかなところで、十符の里プラザと図書館、倉庫を除き、生涯学習センター及びその他のプレハブ等は解体撤去の方向であるということございました。

まず、現公民館についてでございますけれども、今定例会で十符の里プラザ条例が廃止され、普通財産となり、公民館の役目が今年度3月まで閉館することになっておりますが、その後はどこに移転するのかということで、令和3年4月1日施行の行政組織機構図には記載がないようですけれども、文化振興係とありますけれども、そこでしょうか。お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） 再質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、生涯学習課につきましては役場本庁舎のほうに移転をいたしまして、その中に係が3つ入ります。

主に文化振興係が公民館で行っている業務を引き継ぐような形に大枠ではそのようになると思いますが、また、生涯学習係とそこは業務分担した形で担当するということになります。

リフノス係につきましては、文化交流センターの開館準備であったりとか、また視察対応を含めて開館後のそういった対応と、今現在、文化複合施設推進室のほうで担当しているような

建築に関する業務の引継ぎの部分についてリフノス係で引き続き担当していくような形の業務分担にしております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃあ、今の文化振興係で主に今後とも継続して行われるということによろしいんですね。

それから、公民館なんですけれども、令和5年度に向けて中央児童センター、仮名称ですね。仮称中央児童センターとなりますけれども、1階部分に郷土資料館が入居することになっています。ということで、1階部分に郷土資料館が入居するということでございますよね。児童センターについては、西部、東部がありまして、今度中央ができるということで大変喜ばしいことでございますけれども、大変期待されるというふうに思いますけれども、しかし、1階部分に郷土資料館というと、現在の郷土資料館よりもひょっとしてスペース的に狭くなるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） お答えいたします。

中央児童センターの設計業務は令和3年度に予算計上をさせていただきまして実施をしていくわけでございますけれども、郷土資料館の配置につきましては、その設計業務を行いながら協議して検討していきたいというところでございます。1階という案もございまして、まだ決定したものではありませんので、その辺は児童センターの機能と郷土資料館の機能とうまく活用できるような形で設計のほうを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃあ、まだ検討段階ということですね。ひょっとして3階に行くという場合もありますかね。それはどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

郷土資料館につきましては、そもそも文化交流センター2期工事の計画の中で新設されるというふうな計画になっておりますので、今回につきましては、それまでの間、一時的に中央児童センターの一角を借りて展示をするというような形を取りたいと思っております。展示の内容につきましても、現在の郷土資料館より町民の皆さんに親しんでいただけるようなつくりを検討をしてみたいと思います。

なお、その1階とか3階とかというのは、まだ検討段階でありまして、1階であればそうい

った形でやっていくと。あと、3階については、少し大きくなりますので、その辺のレイアウトとかも検討をしながら進めていっていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃあ、公民館のほうは以上にしておきます。

じゃあ、今度、現生涯学習センターのほうです。

現在、入居中ですね、入居中の施設がある。郷土資料館、これは今郷土資料館の話が分かりましたけれども、残りのファミリーサポートセンター、それから社会福祉協議会、それからシルバー人材センター、それからふれあい館、それから町民活動レンタルルームとあるんですけどもね。こういうのは全て解体撤去ということでございますけれども、こういうところの転居先ですね、どっちに転出していくかということも決まっているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） それでは、お答え申し上げます。

郷土資料館を除いた施設の利用団体の転出入居先につきましては、現在のところまだ決まっておらず、検討中という形になります。

郷土資料館につきましては、当面、仮称の児童センターの中に今申し上げたとおり暫定的に入るという形になりますが、あとファミリーサポートセンターの十符っ子広場、これについては令和3年度から、社協の事務所の脇の今プレハブあるんですけども、そちらに移り運営していくといった形になります。

また、さらに、社協、シルバーさんですとか、町民活動レンタルルームに入っている例えばまちづくり利府さんですとか花園財団さんですとか、そういったところについては、令和3年度と4年度のこの2か年の中で移転先、転出入居先を検討していただく予定としておりまして、こちらのほうは町でもそれぞれしっかりサポートをして、調整を図っていければなというふうに思っています。

また、ふれあい館については、運営主体、農協さんですとかというところで今後どうしていくかというあたりは今まだ調整を行っているということでございまして、その部分にそのまま建て替えるのか、あるいは別な形で移転をするのか。その方法についても今検討をしている段階でございます。（「シルバー人材」の声あり）

すみません。シルバーさんと社協さんについても、これもまだ未定ということになっておりますが、幾つかの方法はあるにしてもまだ検討段階というような形になります。2年間でその移転先を調整して決定していくというような予定でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 4月からというわけじゃないわけですね。今後2年くらいで検討をしていくということでございますね。（「はい」の声あり）分かりました。

じゃあ、あと生涯学習センターやプレハブ等の解体時期ですね、そうすると。今2年という話が出てきましたけれども、いつ頃大体想定しているんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

生涯学習センターの解体時期でございますけれども、御承知のとおり、当面コロナワクチンの接種という業務が入ってきまして、そちらの接種の会場として使っていくということになります。その状況にもよりますが、できましたら令和3年度中に工事に着手をしていければなどというふうには考えてございます。

また、周辺のプレハブ等につきましては、令和4年度末までの解体ということで予定をし、検討をしていくということでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今、生涯学習センターは令和3年度中ということでお聞きしました。それで、予算書に1億8,000万円以上のお金で解体ということでありましたので、ちょっと金額が私としては相当な金額であるかなというふうに思います。旧庁舎でもあったわけですよね、それから生涯学習センターになったわけでございますけれども、今まで相当働いてくれた庁舎でございます。思い入れも随分皆さんもあるかと思っておりますけれども、何かもったいないような残念なような私は感じでおるわけでございます。答弁書を見ますと耐用年数の超過というふうに書いてありますけれども、本当にこれ、防災上、危険な建物にもう既になってしまったのかということでお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

防災上、危険なのかどうかということでございますが、繰り返しになりますけれども、生涯学習センター本体のほうについては、昭和40年にまず建築されたと。その後、昭和47年に3階部分、いわゆる議会があった部分ですね。そちらのほうを建て替え、付け足して増築したということで、年数的には50年以上たっているということでございます。平成14年に大規模改修を行っているということでございますが、この大規模改修の耐用年数が約15年というふうに言われております。既にもう丸16年経過をしているという状況でございます。仮にこの施設をまた



引き続き使っていくということになれば、当然ながら、またさらなるその大規模改修というようなことになっていきますけれども、御承知のとおり、現施設については、毎年、雨漏りですとか、あと冷暖房施設の故障など、そういった対応に追われ続けているというような状況もございます。ですので、ランニングコストも考えた場合、どうしても解体ということは致し方ないのかなということで、苦渋の決断ではございますけれども、そういうことで町のほうでは全協でも御説明申し上げたとおり、そういう方針にしたということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 私も、後から、平成14年に耐震化したときですか、それもちよっと見学させていただいたこともありましたから、あのとき15年と確かに言っておりました。もう既にたっていますので、やはりしょうがないかなというふうに思います。これは、一応（1）については以上にしておきます。

じゃあ、（2）に移ります。

私、今まで先進自治体20か所くらい訪問したかと思うんですけども、いろいろそういう図書館とか文化ホールなどの施設を見てまいりました。そこで、指定管理者制度をいろいろ視察してきたわけですが、施設利用者、町職員、指定管理者の三者間の協議がいかに必要かということをやはりアドバイスの忠告されたことが思い出されますけれども、本町においても、新文化交流センターができるわけですから、三者間の例えば評議委員会とか、そういうものができて立ち上がるのがやはり必要かと思うんですけども、こういう点についてはいかがお考えでしょうか。どなたか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

文化交流センターの管理運営の基本方針の中に、住民との協働による管理運営とあり、リフノスを住民みんなで支え成長する新拠点と定めております。指定管理者には、施設利用者の意見を集めるための方策を講じておまして、施設利用者団体の代表者や地域代表者との会議を計画しております。時期的には現在検討中ということですので、そこに町職員も参加し、施設利用者と指定管理者との三者で意見を交換していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） この評議委員会というのは、立ち上げるわけですか。結局、話し合いはするということですが、新たな組織としてその評議委員会みたいなものが出来上がるとい

うわけですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えをします。

評価委員会という仮称なんですけれども、そういった形で年数回の会議を開いて評価をさせていただけるというふうには今は検討をしております、まだ確実なところではございませんけれども、そういった形で評価をしていって、次の年につなげていくような形でいきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃあ、立ち上げるとすれば、考えていらっしゃるんですから、どういう人たち、人選になるのでしょうか。人選、三者、例えば利用者側だとすれば、どういう人たちが立ち上げのメンバーになるかということです。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

今まだ検討段階ではございますけれども、生涯学習課のほうで社会教育委員とかをされている方がいらっしゃいますので、その中で事業等を視察していただいて、評価の対象にしていただけて進めていければなというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 管理運営というのは指定管理者が責任を持つわけでございますけれども、いろいろその先進自治体の例を見ていますと、施設建物の修理とか改修ですね、こういうことまでも指定管理者に押しつけるというか、任せになるという傾向があると聞いたことがありました。改修費用を指定管理者に押しつけることがあれば、この制度としてはあまりいい制度ではないと思いますので、指定管理者制度ですね。これは町側と指定管理者間でいろいろ受持ちをちゃんと分担し、範囲を決めるということが大切だとは思いますが、こういうことに関してはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

これにつきましては、協定書の中で明確にしていきたいということで、今検討をしております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） あと、そのいろいろな先進自治体のアドバイスでございましたけれども、

音響や照明とかというのは、アルバイトで駄目だからプロに任せろとか。これは、もちろん指定管理者がプロであるのは確か、利府町の場合は確かですので、結構ですけれども。

あと、プロのエンターティナーを呼ぶときには、最低でも席は1,200席欲しいと。利府町の場合、今小ホールですか、430席。後に800席になるとは思いますが、800席も云々私がありますけれども。

その次、もう一つ。やっぱり企画も大切ですが、入館者数の目標を定めてくださいということで、例えば今回利府イオン南館ですか、350サイズの大画面に町長が祝辞のメッセージを上げていましたけれども、利府のそのイオンは年間1,000万人来客を目標にしているということでございます。じゃあ、このリフノス、一体どのくらいの来館者を目標としているんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） お答えいたします。

まず、プロのエンターテインメントを呼んできた場合、音響とか照明はどうなるのかということですが、音響や照明につきましては、利用される側の専門の方に指定管理者と事前に操作方法を調整してもらい、足りない機材があれば持ち込んで対応をしていただくように考えております。

あと、来場者数なんですけれども、現在の十符の里プラザ、生涯学習センター、図書館の来場者が8万6,000人ほどになっております。リフノスの1年間の目標利用者数は14万7,000人以上ということで設定してございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） イオンと比べると大分少ないですけどもね。これはしょうがないと思いますけれども、じゃあ、次、（3）に移ります。

公民館職員が現在の公民館から本庁舎に移動することで、今までのように気楽に訪問し、気軽に相談することがはばかれるんじゃないかという、何か私の芸術文化協会の仲間の方が心配しているんですけども、本庁舎では敷居が高く、かしこまってしまうということで、しかも、これからは、直接、町職員の顔を見ない状況で、指定管理者との打合せだけが多くなればなおさらだと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

職員は本庁舎には移動しますが、これまで同様、住民に寄り添いながら社会教育、生

涯学習を推進したいと考えております。

また、リフノスが開館をしてから、職員も施設のほうに出向いて、皆さんが円滑にリフノスを利用できるようにサポートしたいと考えております。

あと、敷居が高くはありませんので、本庁舎にもどんだん足を運んでいただいて、要望等ではなくて近況等もお知らせを願えればというふうに思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃあ、次に、（4）に移ります。

令和3年度当初予算関係、補足説明書の中で、備品購入費が9,010万円となっております。前回の議会でグランドピアノだけが議会で提案、採決となりましたけれども、そのほかの備品についてはどうなんでしょうか。例えば、昨日見学させていただいて、大変感動しましたけれども、すばらしい施設だなということで。あのステージのどんちょうがありましたよね、あれは既製品の、既製品ということはないと思いますけれども、ああいうどんちょうなんかは高額なんですけれども、ああいうのも一緒にこの9,010万円の中に入っているんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） 備品の関係であります。昨年の12月の議会の財産取得として承認いただきまして、机、椅子、電化製品等を購入しております。あわせて、先ほど町長の答弁にもありましたが、舞台の大道具や楽器類の専門用品につきましては、現在発注しているところであります。

先ほど質問のありましたどんちょうにつきましては、高額なものなんですけれども、建築工事の中で附帯設備工事として設置を終了しております。あれは作ったものということになっております。

さらに、これから施設利用者が要望される備品等については、指定管理者と協議しながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） （5）に入ります。

（5）は、寄附金でしたか。寄附金、何かはっきり聞こえなかったんですけれども、町長の答弁。何か2つの方向から入ったみたいですよ。160人の220万9,000円、それから89名の257万9,000円、合わせると、答弁書では478万9,000円だけれども、町長は8,000円と言っていましたけれども、何かよく分からないので、ちょっと寄附先、もう一度説明願えれば、よろしくお願ひします。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） 先ほど町長の答弁にございましたが、町内の皆様が160名と町内の7団体の方からもらったものが220万9,000円の寄附をいただいているということでございます。また、町外の方、ふるさと応援寄附金ということで、文化複合センターリフノスのためにということで町外89名の方から257万9,000円をいただき、合わせて478万8,000円となり、500万円に近い形となったということでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） この金額の用途は、結局備品とか、そういうものになるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） お見込みのとおり、備品とか、そういうものに使っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃあ、（6）第2期工事について。

町では早急な整備は困難であるということで、町長にお聞きしたいんですけれども、ひょっとして、これ、来年の町長選の争点になるかもしれないと思って書いたんですけれども、町長、まだそんな出馬とかなんとかという話は全然ないんですけれども、現時点で、町長、このことに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問にお答えします。

先ほど伊勢議員から大変参考になる御意見頂戴いたしまして、修理、改修は指定管理者に押しつけないと。入場者の目標を決める。そして3つ目は、音響をプロに任せると。いろいろ御指導をいただいて、まずはこの先ほど室長から14万人の目標ということも示したところでございます。

この1期工事目の、議員の皆様には昨日内覧をしていただいて、先ほど伊勢議員からも大変すばらしかったというふうにお褒めいただきました。まずは、この1期目の工事、竣工しましたので、そこで町民の皆様楽しんでいただいて、御堪能をいただいてが先かなと思っております。もちろんこの2期工事というのを視野に入れながらのものでございますので、そのまずは1期工事のできたものを見てからというところでここでは答えさせていただきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 様子眺めということでございますね。

じゃあ、その次、大きな質問の2に入ります。

コロナ禍と少人数学級についてでございます。

（1）の①コロナ禍における小中学校における感染対策でございますけれども、前回、6月の私の一般質問においてお聞きしたとおり、教職員の方々の御苦労は大変なものだとお聞きいたしました。

さて、私も議員、なかなか学校に今訪問できない状況でありまして、唯一去年の10月、11月でしたか、小学校の運動会がございましたね。そのとき、私、訪問させていただきまして、応援したわけでございますけれども、そのとき、ちょうど先生たちとお話しすることができましたので、そのときにスクールサポートスタッフ、いわゆる地方創生臨時交付金で各学校1人ずつ採用されましたね。そういう方の働きはどうかというような質問しましたけれども、何か1校だけ、その当時は、まだ配属決まっていませんよという話でしたけれども、大変一生懸命働いていただいているという話でございました。

さて、これは予算の特別委員会でも質問が出ましたけれども、本町独自でやはり来年度ですか、4月からもやはり配属していただきたいなというふうに思うんですけれども、これ、新年度も採用する予定は全然ないのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

予算特別委員会のほうでもお話しさせていただきましたが、こちら、国、県で行う事業ということで、要望のほうは今かけているところです。県の予算が確定しましたら、町のほうも予算準備しながら、スクールサポートスタッフのほうの配置ということは早急に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

じゃあ、次、②についてです。

利府二小と青山小の児童の感染は、新聞報道や巷間、ちまたのうわさで私たちは情報を得ることが、これしかできないわけでございますけれども、町教育委員会や当該の小学校では正確に情報をつかんでいると思います。ただ、児童同士または保護者同士の間では、情報公開をきつく制限しているようでございますね。例えば、この間、回ってきた利府二小の学校便りというのがありますね。回覧で回ってきましたけれども、その中にこのような記載がありました。

PCRのことだと思うんですけども、PCR検査の結果を友達に話したり聞いたりしないことを指導してきました。それから、児童の欠席の理由についても、友達に話したり聞いたりしないように指導していますと。そういうような文面がありました。このように、感染者を洗い出すことが誹謗中傷につながるとは私は思わないわけですけども、何か極端に恐れている感じがするわけです。

もう既に、今、誰感染してもおかしくないんですよ。こういうふうには、一番はやっぱり正確な情報ですね。それがやっぱり必要かと思うんですけども、何か御父兄さんがうその情報で惑わされたりするということも考えられますので、そここのところはいかがかというふうに思いますけれども、その点、教育委員会では、この厳しい誹謗中傷を避ける、そういう方向でいけるのかどうかお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 再質問にお答えします。

学校における新型コロナウイルス感染症の情報については、教育委員会、学校、保護者、そして保健所等と連携と協力により、PCR検査を受ける時点から、その結果と状況について情報を共有しているところでございます。

情報の公開については、町内の小中学校の児童生徒が感染した場合については、文科省や県の通知を踏まえて、学校名、人数、そして臨時休業措置を取る場合はその期間などについて、公表しているところでございます。ただし、御承知のとおり、氏名など個人が特定される情報については、個人情報の保護の観点から、プライバシーの保護の観点からこれを差し控えております。

過日、文科省から通知されました基本的対処方針の改定の中で、今後、引き続き学校において取り組むべき事項の中に、偏見や差別の具体的な事例が示されています。その中には、感染者が出た学校の子供やその家族が、登校や入社あるいは来店を拒否されたり、また、感染した個人やその家族を特定し、SNS等を通して誹謗中傷するなどのことが起きていると。教育委員会、そして学校としては、このような偏見や差別が生じないように、個人情報に十分配慮して、保護者にも協力を求めながら、今後取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、これは文部科学省からの指針ということでございますね。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 文部科学省から具体的に指針はございませんけれども、個人情報の保護の観点、それから、今申し上げました基本的対処方針の中にある内容を踏まえて、そのように判断しているところであります。県からの通知も踏まえた上で、現在はそのようになっているということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 了解しました。

じゃあ、次、③に移ります。

このコロナ禍で、小学生の自殺というのがこの間ニュースで出ていましたね。それから、鬱病というのも増加しているそうなんです。小学生が自殺するというような話を聞いて、我が身を振り返ってみて、そんなことを小学校のとき果たして考えるだろうかというふうに驚いたわけでございますけれども、鬱病に至っては、教室にコロナウイルスが蔓延している妄想で教室に入れない状況から、学校に行けなくなるということから始まるそうなんです、鬱病というのは。実際のところ、原因が本当にはっきりはしておりませんが、このようにコロナ禍が原因で本町でも不登校の児童生徒がいたとしたら、担任の先生には十分配慮していただきたいと思っておりますけれども、町の教育委員会ではこの点についてどのように把握しておるか。それと、どのように対処しようとしているのかお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

不登校児童生徒の状況については、一人一人の状況について、教育委員会、学校等が把握しております。教育委員会としては、定期的に教育相談専門員が学校に出向き、不登校の児童生徒の状況について聞き取りを行っております。学校からは、毎月、不登校児童生徒の状況について教育委員会に報告が上がってまいります。その上がってきた内容について、教育委員会、学校、それからスクールソーシャルワーカー、ケアハウス、スクールカウンセラー等が情報を共有しております。

議員御指摘のとおり、不登校については、その原因が様々で、複合的な理由がございますが、現在のところ、教室内でコロナが蔓延することへの不安のみをもって不登校となっている児童生徒はおりません。

しかしながら、コロナ禍における子供の心の問題については、十分留意する必要があると考えております。先ほど教育長が答弁しましたとおり、先月、心の問題について考える会では、次の5つについて提言しております。



まずは1点目、不安を抱えていたり過剰に怖がる児童生徒がいることから、安心して生活できる環境づくりに努めること。

2つ目、運動不足や生活習慣の乱れなどの問題から、不安感や睡眠不足あるいはゲームやスマホへ依存している子供が増えていること。

3つ目、保護者の就労困難や失業による生活困難などで不安を抱えている家庭があり、保護者との対話を通して子供の心の状態や家庭の状況について一層目を向けていくこと。

4つ目が、児童生徒やその家族が感染症になり、長期にわたり入院や隔離状態になる場合があります。そうした場合の過度のストレスや不安感を感じ、孤独感や不安を感じている家族や子供が増えてきていることもあり、指導、支援に当たるには十分留意していくこと。

5つ目が、感染症に係る誤った情報やうわさによるいじめや偏見が生じるおそれがあることから、教職員は日頃から高い人権意識を持って、細やかに児童生徒を見ていくこと等々が提言されております。

これらを各学校に通知し、これを踏まえて不安を抱えている子供たちへのケアについて、それぞれの立場で丁寧にケアを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） いつまで続くか、コロナ禍がね。大変でしょうけれども、今後とも一生懸命子供たちのために頑張っていたきたいというふうに思います。

じゃあ、次、（2）の35人学級です。

①、②、③とも御報告どおりだと思いますので、うちの利府町は、やはり今後、先生にしても教室数についても問題はないということで、今後の見込みも言っていただきましたのでね。利府町は今のところは大丈夫だということで、理解いたしました。

じゃあ、③だけ、ちょっと私言いたいことだけ言っておきます。

残食についてです。昔と違って、私の時代は給食が一日のごちそうでございました。そういう時代ももうとっくに過ぎた過去でございますからね。ただ、今の問題というのがありますよね。今の問題というの、やはり生活格差ですか、経済格差があるために十分なカロリーや栄養が摂取できないという子供がたくさんいるということでございます。そういうことで、本町では子供食堂とか、それからフードバンクといった、そういうNPO組織、ボランティア組織を聞きませんけれども、本町でも行政においてそういうところをお手伝いして、協力していただきたいというふうに思っております。

## 令和3年3月定例会会議録（3月11日木曜日分）

それから、食育についてですけれども、食育は、やはり子供にとっても大切な教育の一環だというふうに思っております。日本は、そういう食べ物に関しては昔から随分学究的な話があるわけですけれども、江戸時代には貝原益軒という人がいらっしゃいまして、養生訓、どれだけ健康で長生きするかという話もありますし、それから、明治時代になると、お医者さんの石塚左玄という方がいらっしゃいます。この人は、五育の涵養を述べた人ですね。五育というのは一体何かというと、体育、知育、才育、食育、そして徳育なんですね。これを一応五育、五育の涵養というふうに言っておりますけれども、このうち、今言いました石塚左玄という人は、体育、知育、才育はすなわち食育なりと。やはり根本が食育であるということを言っておりますので、長生きというか、日々の生活の活力を生むのはやっぱり食育であると。教育も皆それと同じであるということを言っております。現代社会においても十分通用する格言でございますので、ぜひ御指導の手引いかんにしていただきたいというふうに思います。これは答弁要りませんので、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、8番 伊勢英昭君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は定刻より会議を開きますので御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時02分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和3年3月11日

議 長

署名議員

署名議員